

案

大都市制度・税財政調査特別委員会

令和7年度中間とりまとめ

令和8年4月 日

川崎市議会大都市制度・税財政調査特別委員会



## 1 付議事件

人口減少時代を見据えた多様な大都市制度に関する事項並びに大都市の実態に適応する税財政制度の確立を目的として、大都市における税財政制度の諸問題及び国等への税財政要望行動に関する事項について調査研究を行うこと

## 2 委員会活動の経過

### (1) 令和7年4月17日（第16回）

#### ア 議題

- ・委員会の運営について

#### イ 概要

令和6年度の本委員会における活動概要を取りまとめた「令和6年度中間取りまとめ(案)」について事務局より説明を行い、協議の結果、委員会の中間取りまとめとして、議長宛てに提出することとした。

また、今後の委員会運営については、おおむね「令和7年度大都市制度・税財政調査特別委員会日程(案)」のとおりとし、詳細については正副委員長に一任の上、その他の運営については、昨年度と同様とすることとした。

### (2) 令和7年5月30日（第17回）

#### ア 議題

- ・「令和8年度国の予算編成に対する要請」について

#### イ 概要

「令和8年度国の予算編成に対する要請」について、取りまとめが行われた要請事項について財政局から説明を受け、質疑・意見交換を行った。

#### ウ 委員意見

- ・市立学校における教職員不足が全国的に問題となっているため、重点要請項目に追加することを検討してほしい。
- ・現行の地方交付税制度上、本市は税収増に向けて取り組むほど地方交付税の交付が遠のく制度設計となっているため、制度の仕組みを見直すよう、国へ働きかけてほしい。
- ・障害者施設における食材費の過大徴収に関する問題が発生したことを踏まえ、高齢者施設と同様、障害者施設においても国による処分量定に係る統一的な基準を定めるよう、要望してほしい。
- ・多摩川の治水対策の項目において、多摩川緊急治水対策プロジェクトの最新情報を反映した上で、学識経験者へのアプローチについても取り組んでほしい。
- ・特別市制度の実現に向けて、学識経験者への制度理解に向けた取組の推進、人口要件の必要

性及び制度の法制化の手法の精査の3点について関係部署に確認した上で検討してほしい。

(3) 令和7年7月23日(第18回)

ア 議題

- ・指定都市「令和8年度 国の施策及び予算に関する提案(通称「白本」)」について

イ 概要

「令和8年度国の施策及び予算に関する提案(通称「白本」)」について、指定都市市長会及び指定都市議長会において取りまとめが行われた提案内容及び要請活動について総務企画局及び財政局から説明を受け、質疑・意見交換を行った。

ウ 委員意見

- ・小児医療費助成制度の拡充に向け、国からの補助を受けることができるように要請すべきである。
- ・保育士の配置基準の改善について一定の成果があったと記載しているが、更なる改善に向けて引き続き検討してほしい。
- ・教職調整額の見直しについて、不交付団体においても教職員の給与を引き上げることができるよう、全国統一的な仕組みづくりを国に要請すべきである。
- ・学校における給食室の空調整備について、今後、国への要請項目に追加することを検討してほしい。
- ・地方自治体の基幹業務システムの標準化について、システム改修の費用、期間延長及びガバメントクラウド利用率への支援に当たり、国の支援体制の確保を含め要請してほしい。
- ・国からの特別交付税における交付額の引上げについて、市の独自要望等を国に要請することを考えてほしい。

(4) 令和7年9月12日(第19回)

ア 議題

- ・今後の委員会運営について

イ 概要

今後の委員会運営として、10月上旬に予定する指定都市「大都市税財政の実態に即応する財源の拡充についての要望(通称：青本)」についての調査・研究及び11月上旬に予定する青本に基づく党派別要望行動の実施に先立ち、委員会として有識者を招致し、多様な大都市制度に関する調査・研究を行うため、「大都市制度・税財政調査特別委員会参考人実施要領」に基づき、参考人招致を実施することとした。

(5) 令和7年9月30日(第20回)

ア 議題

- ・多様な大都市制度に関する調査・研究について

イ 概要

参考人として一橋大学大学院法学研究科教授の辻琢也氏を招致し、多様な大都市制度について講演をいただき、講演内容等を踏まえ、意見交換を行った。

ウ 講演概要

特別市制度は、市が基礎自治体の機能と都道府県の機能を併せ持つ大都市制度である。現在、地方自治法上に特別市制度は制度化されていないが、指定都市を中心に、制度の創設を求めると同時に具体的な制度設計を検討・蓄積してきた経過がある。

現行制度では、市が担う業務であっても県税で負担されるものがあり、住民から見て誰が責任主体なのか、税金の使途等が分かりにくい構造となっている。特に、大都市では行政需要が高度化・集積化しており、受益と負担を分かりやすく一致させる制度設計が求められている。一例を挙げると、e-Taxにより税や行政手続の電子化・一体化が進み、住民の実感としては「市」「県」「国」の区別が希薄になっている。一方、制度上は依然として県と市の調整及び権限の線引きに多くの時間と人的コストを要している現状がある。この結果、実務の合理化が進まないという課題が現行の指定都市制度を運用する中で生じている。

人口減少・高齢化により行政需要は複雑化する中で公務員採用は年々厳しくなり、専門人材の確保が困難となっている。また、自然災害は頻発・激甚化し、全国的な応援派遣が常態化している状況下で、県と市で重複する行政体制を維持し続けることは非効率であり、大都市が一体的に行政を担い、機動的・効率的に対応できる体制が求められている。

これまで指定都市は、必要に応じて個別に権限移譲を進めてきたが、一つの移譲に長期間を要することや、県及び市の合意があっても、国の法制度が障壁となる結果として事務改善が進みにくいという、現行の指定都市制度の構造的な限界があると考えている。

現在、県に残る主要業務は、警察、県立高校及び一部の公営住宅管理等に限られており、市が担う行政分野は既に大部分を占めている。特に、県費負担教職員人件費の市への移譲が実現したことは、財源・人事の移譲が制度的に可能であることを示す重要な前例である。

現在、大都市制度としては現行制度（県＋指定都市）、特別区制度（東京都型）及び特別市制度の三類型が想定される。特別区制度は、極めて大規模で財政力の高い都市に適した制度である。一方、特別市制度は行政権限を一元化、住民に分かりやすい責任体制及び機動的な意思決定を可能とする、最も簡潔明瞭な大都市制度であることから、指定都市規模の都市においては、特別市は現実的かつ合理的な選択肢の一つと考えられる。

特別市における区は、法人格を持たない行政区が基本とされる。そのため、区民の声をどのように市政に反映するか、区選出議員の役割をどう強化するかについて工夫し、区の住民代表機能を担保することが不可欠である。

警察は公安委員会制度を持つため、特別市制度を創設する中で警察事務の在り方は慎重に検討する必要がある。現時点では、急激な制度変更は行わず現行制度を基本に検討することが現実的と考えられる。

特別市への移行は、市域内部の制度変更であり、直接的に他市町村の税財政に影響するものではない。また、県の財政についても、地方交付税制度を通じた調整が可能であり、制度設計次第で大きな不均衡が生じるものではないと考えられる。

特別市制度へ移行するには、市議会の議決、県議会の議決及び住民投票が必要となることが想定される。住民投票の手法は議論している最中であるが、川崎市内において実施し、最終的に市民が制度を選択する形を取ることが重要だと考えている。また、特別市制度は、特定の結論を前提とするものではなく、制度を具体化した上で、住民が選択できる環境を整えることが重要である。デジタル化、災害対応、人口減少という時代背景を踏まえ、大都市における自治制度の在り方を改めて検討する段階に来ていることから、今後、制度設計の深化とともに、議会及び市民双方に分かりやすい議論を進めていく必要がある。

#### エ 意見交換概要

質疑．法人格を有さない行政区における区長の公選制について

応答．現行は市長選挙及び市議会議員選挙を執行しており、それ以外に選挙を行う場合は混乱が生じる可能性を危惧している。特別職として選任する手法も想定されていることから、選挙等による公選制は必須ではないと考えている。

質疑．特別市制度と道州制の関係性について

応答．特別市制度は県と市を一体化する制度設計となっており、道州制は国の出先機関等を通じて国の権限を地方に移す制度設計である。道州制の議論の中で、県が所掌する事務等の在り方の如何によって、必ずしも特別市制度と道州制が相反することにはつながらないと考えている。

質疑．道州制の議論が再燃する可能性について

応答．個人的な見解にとどまるが、国が道州制の議論を強く進める方向ではないと認識している。

質疑．特別市の制度化に向けた手法について

応答．住民が主体となって制度化すべきものであると認識していることから、行政側による閣法よりも議員立法によって制度化することが望ましいと考えている。

質疑．特別市制度における人口要件について

応答．特別区制度は人口要件が設けられていることから、特別市制度においても人口要件の在り方等を議論する可能性はあると想定されるが、最適な大都市制度の姿を最終目標とした上で、川崎市が主体的により良い制度の在り方を精査することが重要である。

質疑．住民投票の在り方について

応答．住民投票によって否決された後、再投票を頻繁に繰り返すことは望ましくないと考えており、住民投票の実施に当たる一定のルール化は必要だと認識していることから、住民投票に係る制度設計は慎重に議論すべきである。

質疑．区常任委員会の在り方について

応答．区常任委員会を設置することによって区ごとの陳情が飛び交う可能性が懸念されることから、常任委員会の設置の可否を含め、区単位の住民自治の在り方について慎重に議論する必要がある。

(6) 令和7年10月8日(第21回)

ア 議題

・指定都市「令和8年度 大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望(通称:青本)」について

(ア) 概要

「令和7年度大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望(通称:青本)」について、指定都市市長会及び指定都市議長会において取りまとめが行われた提案内容及び要請活動について財政局から説明を受け、質疑・意見交換を行った。

また、今後実施される指定都市税財政関係特別委員長会議及び各政党への要望活動(党派別要望)の予定について財政局から説明が行われた。

(イ) 委員意見

・地方公共団体金融機構公営競技納付金制度による本市の財政支出が毎年10億円程度生じているため、財政負担縮減に向けて、同制度を廃止することを議題として追加してほしい。

イ 議題

・特別市実現に向けた取組状況について

(ウ) 概要

特別市実現に向けた指定都市市長会を中心とした取組状況について、総務企画局から説明を受け、質疑・意見交換を行った。

(エ) 委員意見

・教授等の学識経験者に対し、制度理解に向けたアプローチを行うことを考えていただければありがたい。

(7) 令和7年11月20日(第22回)

ア 議題

- ・「令和8年度 県の予算編成に対する要請」について

イ 概要

「令和8年度 県の予算編成に対する要請」について、要望の方法、時期及び内容について財政局から説明を受け、質疑・意見交換を行った。

ウ 委員意見

- ・県への超過課税に対して十分な補助金が支給されていないことから、県と協議した上で課税相当分の補助を受けることができるように要望してほしい。
- ・消防ヘリコプターに係る財政措置について、本市による県内の広域応援活動に伴う過去5か年の航空隊運営事業費を県が補助するよう、協議してほしい。
- ・川崎市内における県有施設等の活用について、市所有の土地を県有施設として使用する場合、無償貸付けではなく他の県所有の土地と等価交換し、双方に利益が生じるように協議してほしい。

3 指定都市税財政特別委員会による国への要望活動

「令和8年度大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（通称：青本）」に基づき、次のとおり要望活動を行った。

(1) 税財政関係特別委員長会議（令和7年10月8日実施）

オンラインにて開催された税財政関係特別委員長会議に末永直大都市制度・税財政調査特別委員長が出席し、大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望運動等の進め方について協議が行われ、協議の結果、例年どおり、「令和8年度大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（通称：青本）」により、各市の税財政関係特別委員会委員が党派別に各政党に対する要望行動を行うこと等が確認された。

(2) 指定都市行財政問題懇談会〔自由民主党〕（令和7年11月20日実施）

橋本勝委員が出席し、自由民主党所属国会議員に対する要望を行った。

ア 要望概要

- ・国民民主党が単独で特別市関係の法案を提出する方向であるとの新聞報道があった。仮に国会へ同法案が提出された場合、国民民主党単独か若しくは超党派で制度の在り方等の議論を進めるのか、今後の流れを教授してほしい。
- ・公営競技を実施している団体は地方公共団体金融機構公営競技納付金を納めなければならないが、本市は神奈川県川崎競馬組合が毎年10億円納付している。納付額に対し10分の1しか各自治体へ還元されないため、納付金を納める自治体が恩恵を享受できるよう、制度の在り方を見直すことを要望する。

(3) 指定都市行財政問題懇談会〔立憲民主党〕(令和7年11月12日実施)

田倉俊輔委員が出席し、立憲民主党所属国会議員に対する要望行動を行った。

ア 要望概要

- ・4日前のABEMA TIMESのニュースで、本市と多摩川を挟んで向かいの東京都で子育て支援等の自治体の取組に格差が生じている「多摩川格差」について記事が出ており、約500件のコメントが寄せられ大きな反響があった。本市は小児医療費助成制度を高校3年生まで拡充することができたが、限られた財源の中で少子化対策に関する取組のみ特化することは困難であることから、小児医療費助成に係る全国一律の制度を構築することを求める。
- ・東京と横浜の二大都市の中間に位置する本市は、独自性・政策決定の自由度及び迅速性を担保するために、特別市制度の実現を目指している。権限や財源を可能な限り自治体に移譲し、地方分権を進めるという我が党の基本政策に合致する制度であるため、特別市制度の創設を要望する。
- ・多摩川における治水対策について、特に河川敷利用の観点から要望したい。人間と環境の関わり等について理解を深める場を創出するため、国は水辺の楽校プロジェクトを支援しており、全国に288か所の楽校があり、本市多摩区にも水辺の楽校の取組が行われている。しかし、令和元年東日本台風によって被災したことで多摩川における活動場所が制限され、国による河川敷の整備が必要な状況である。子どもたちの環境学習の場が狭められている現況を改めて認識し、河川敷における被災箇所の整備を担当部署に求めたい。

(4) 指定都市行財政問題懇談会〔国民民主党〕(令和7年11月12日実施)

林敏夫副委員長が出席し、国民民主党所属国会議員に対する要望行動を行った。なお、本市は幹事都市に当たり、林敏夫副委員長が司会進行を行った。

ア 要望概要

- ・特別市制度の創設について、大都市における行政課題への対応に関するワーキンググループにおいて議論されており、本市としても次期地方制度調査会で特別市制度の法制化につなげていきたいと考えている。報道では、国民民主党として特別市関係の法案を提出する方向とのことである。地方自治体間の連携強化により、大都市に限らず周辺自治体を含め、圏域全体の発展に寄与する重要な制度であると考えていることから、特別市制度の法制化実現に向けて取り組んでほしい。
- ・ふるさと納税の見直しについて、本市の今年度の市税流出額は154億円となり、全国で4番目に流出額が大きい。返礼品の見直し等を行いふるさと納税の寄附金が上昇傾向にあるが、本市は地方交付税交付金の不交付団体であり、流出額は全額本市負担となっている。地方自治体の活性化及び地域振興を目的とした地方自治体の制度趣旨から大きく乖離した状況が続いていることから、ふるさと納税制度を見直すことが必要である。

(5) 指定都市行財政問題懇談会〔公明党〕(令和7年11月19日実施)

枝川舞委員が出席し、公明党所属国会議員に対する要望行動を行った。

ア 要望概要

- ・ふるさと納税制度の在り方について、本市は地方交付税交付金の不交付団体であり、ふるさと納税における補填がないため流出額がそのまま負担となる。本市も返礼品の見直し等の努力を重ねているが、本制度による減収額は増加傾向であり、本年の流出見込額は約154億円であり、市民サービスの低下を招きかねない深刻な問題となっている。ふるさと納税で黒字収支となった自治体は翌年度の交付金による補填を見送り、赤字の自治体や不交付団体への補填を要望する。
- ・障害者雇用促進法について、企業に課せられた労働時間の条件が厳しく、達成率が伸び悩んでいることや、障害者の社会参加の機会が損なわれている実態がある。本市は9年前に長時間の勤務が困難な精神障害者等へ配慮し、産学官が連携した上で短時間雇用プロジェクトを全国自治体に先駆けて立ち上げ、障害者の社会参加の後押しと企業等の意識改革を図っている。障害特性に最大限の配慮が必要な時代に、現行の法定雇用率の考え方は改めるべきだと考えており、早急に積算型雇用率の議論を深め、企業側及び障害者側の視点で最大限の効果が発現可能となるような制度化を要望する。

(6) 指定都市行財政問題懇談会〔日本共産党〕(令和7年11月25日実施)

市古次郎委員が出席し、日本共産党所属国会議員に対する要望を行った。

ア 要望概要

- ・ふるさと納税について、本来の制度の趣旨とは異なり、現状は返礼品による自治体間の競争となっている。令和7年度の本市の市税流出額は約154億円を見込んでいるが、地方交付税不交付団体であるため、流出額は一切補填されない。現状は高所得者に優遇される制度設計となっていることから、ふるさと納税制度の見直し及び返礼品等の一定の規制をお願いしたい。
- ・学校体育館の空調整備について、本市でもようやく整備が始まったところである。学校の教員及び生徒等から、夏場はグラウンドが猛暑のため体育等の運動ができず、運動場所が体育館に集中するため活動場所が制限されてしまうといった意見を聞いている。現行の国の補助上限額は7,000万円となっているが、断熱性の確保及び物価高騰等に見合った額ではないことから、補助上限額の引上げを要望する。
- ・教員不足の解消について、各自治体において長時間労働に伴う過労及び精神疾患等で職を離れる教員が後を絶たない。公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の改正後であっても教員の給与水準はいまだに不十分であることから、教員の労働時間に見合った給与が支払われるような制度設計及び教育関係予算の確保・拡充をお願いしたい。

(7) 指定都市行財政問題懇談会〔日本維新の会〕(令和7年11月19日実施)

那須野純花委員が出席し、日本維新の会所属国会議員に対する要望行動を行った。

ア 要望概要

- ・ふるさと納税に係る本市の流出見込額は、約154億円となっている。昨年度の流出額は約138億円であり、年々増加している。本市は、普通交付税及び臨時財政対策債を加えた市民1人当たりの一般財源の額は、政令指定都市の中で下から3番目であり、普通交付税不交付団体であっても決して財政状況が豊かとは言えない状況である。以上の点から、ふるさと納税制度の見直しをお願いしたい。
- ・小児医療費助成制度について、本市は令和5年9月に所得制限を撤廃した上で中学3年生までの医療費を自主財源で無償化している。さらに、来年9月には18歳まで無償化を拡充する予定である。居住地に縛られず、子どもたちが安心かつ必要な医療を受けられるよう、自治体格差がないよう全国一律の小児医療費制度の整備を強く求めたい。